

令和 5 年 9 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 令和5年9月7日 午後2時3分
閉 会 令和5年9月7日 午後2時58分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 千 委 員

安 岡 委 員 藤 本 委 員 鈴 鹿 委 員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

大 路 教 育 次 長

村 山 教 育 監

仲 井 管 理 部 長

相 馬 指 導 部 長

高 橋 管 理 部 理 事

中 村 学 校 教 育 課 長

井 上 保 健 体 育 課 長

藤 原 保 健 体 育 課 総 括 指 導 主 事

山 本 総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長

門 脇 総 務 企 画 課 主 幹 兼 係 長

久 江 総 務 企 画 課 副 主 査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

8月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 令和5年度京都府いじめ調査（1回目）の結果について

【村山教育監の報告】

○ まず、令和5年度京都府いじめ調査の実施概要について説明する。

資料1頁の別紙1を御覧いただきたい。

調査の内容は、例年と大きく変わっていない。

本調査は、いじめはどの子どもにも、どの学校にも発生することと捉え、法律上のいじめの定義を踏まえ、児童生徒の「嫌な思いをした」ことを幅広く丁寧に把握し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことを目的として、平成25年度から年度内に2回の調査を実施し、1学期に1回目の調査、2学期に2回目の調査を行っている。

調査対象は、京都市立学校を除く、府内の全ての公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の全児童生徒である。

調査方法は、全ての児童生徒に対するアンケート調査及び個別の聞き取り調査によるものであるが、小学校低学年及び特別支援学校の児童生徒並びに長期欠席者については、聞き取りのみによる調査や家庭訪問等による調査も可能としている。

調査結果の集計については、調査により認知したいじめについて、解消・未解消・重大事態といった項目に分けて集計している。

未解消については、その中で更に、見守り、要支援、要指導と3段階に分けて集計している。

見守りとは、「いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）」としている。

要支援とは、「いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」としている。

要指導とは、「いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」としている。

重大事態については、いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める事態で、同項第1号では「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの」と定め、同項第2号では「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）」と定められている。

また、同法では学校又は設置者において調査を行う義務も定められている。

なお、重大事態の定義には「疑い」も含まれ、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして、調査等に当たることが示されている。

次に、令和5年度京都府いじめ調査（1回目）の結果について報告する。

資料3頁以降の別紙2を御覧いただきたい。

まず、小中学校から報告する。

対象児童生徒数では、学校数294校、在籍者84,627人、そのうちの調査人数は84,218人で全体の99.5%である。

未調査者数は、409人（前年度1回目は483人（以降、同様の補足はR4①と表記））で全体の0.5%、前回（前年度2回目）から連続しての未調査者数は230人である。

未調査者の内訳等については、後で報告する。

続いて、認知件数及び解消・未解消件数について報告する。

小学校では、認知件数8,795件（R4①8,813件）、調査児童数55,803人（R4①56,789人）の15.7%（R4①15.5%）であり、前年度1回目より18件減少しているが、全体の児童数が減少していることもあり、児童数に対する認知件数の割合は前年度よりも高くなっている。

解消件数は11件で、認知件数の0.1%である。

未解消の区分では、見守り6,306件、要支援1,331件、要指導1,147件で見守りの状態が一番多くなっている。

小学校における重大事態認知の報告はなかった。

中学校では、認知件数1,042件（R4①930件）、調査生徒数28,415人（R4①28,852人）の3.7%（R4①3.2%）で、前年度1回目より112件増加しており、生徒数に対する割合も増加している。

解消件数は11件で、認知件数の1.1%である。

未解消の区分では、見守り734件、要支援161件、要指導136件で見守りの状態が一番多くなっている。

中学校でも重大事態認知の報告はなかった。

解消率については、その判断が「行為が止んでから相当の期間（少なくとも3か月を目安）が経っている」ことが目安となっており、1学期段階の調査では解消と判断できる事案が少なく、低い傾向にある。

いじめの見守り及び解消については、昨年度末の「いじめ防止対策推進委員会」での提案内容を踏まえ、表面的に苦痛を感じていないように見えるだけで安易に判断しないよう注意することを各校に周知しているところであり、今年度2回目の調査時に行う追跡調査での結果を注視していきたい。

続いて、いじめの態様について報告する。

小中学校とも、前年度同様、1番多いのが、①の「冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことが言われる。」で、小学校4,983件（同4,698件）、中学校711件（同619件）、次に多いのが、③の「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」で、小学校で2,260件（同2,400件）、中学校187件（同171件）となっており、小学校・中学校ともに、この2つの態様が全体の半数以上を占めている。

⑧の「パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。」については、ほぼ例年と同様の傾向で特に顕著な傾向は見られない。

⑨の「その他」については、話しかけても返事がない、にらまれる、貸したものを返さない等である。

続いて、未調査者の状況について報告する。

小学校における未調査者247人の主な理由は、人数の多いものから「フリースクール等の学校以外の施設に通所」が178人で全体の72.1%（R4①166人、全体の60.8%）、「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。」が31人で全体の12.6%（R4①45人、全体の16.5%）、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。」が23人で全体の9.3%（R4①27人、全体の9.9%）である。

「その他」の14人の理由は、「母国に帰国中」、「外国に在住しており、短期間のみの在学であったため」等である。

中学校における未調査者162人の主な理由としては、多いものから「フリースクール等の学校以外の施設に通所」が88人で全体の54.3%（R4①104人、全体の49.5%）、「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。」が30人で全体の18.5%（R4①48人、全体の22.9%）、「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。」が40人で全体の24.7%（R4①42人、全体の20.0%）である。

「その他」の3人の理由は、「海外に留学、在住している。」等である。

調査結果において、未調査者数が前年度同期との対比で小中学校合わせて74件（-15.3%）減少した一方で、「家庭訪問による調査数」が増加（R4①354人、R5①411人）した。

この傾向については、未調査者を減らすことをお願いしてきたところであることから、不登校児童生徒数が増加する中、教職員が児童生徒や保護者との信頼関係づくりに日々取り組み、学校に来ない児童生徒に対しても丁寧な対応が行われているものと捉えている。

加えて、未調査者の理由のうち、「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。」（小中学校合わせて、今年度は61件（全体の約15.4%）、前年度は80件（全体の19.25%）、一昨年度は93件（全体の30.26%））が前年度より大幅に減少している。

こうした未調査者の理由の中には、認知できていないいじめが含まれている可能性や、学校との連携やつながりがうまくいっていないものも含まれていると考えており、また、背景に重大な事態が潜んでいる可能性もあり、こうした理由の未調査を減らすための取組を引き続き継続していく必要があると考えている。

次に、高等学校、特別支援学校の令和5年度京都府いじめ調査（1回目）の結果について報告する。

資料4頁を御覧いただきたい。

アンケート調査の実施状況では、高等学校は在籍数29,231人のうち調査した者は29,150人で全体の99.7%、特別支援学校は在籍者数1,752人のうち調査した者は1,739人で全体の99.2%である。

未調査者数は、高等学校、特別支援学校を合わせて94人（R4①83人）で全体の0.3%、前回（前年度2回目）から連続しての未調査者数は3人である。

続いて、認知件数及び解消・未解消件数について報告する。

高等学校の認知件数は、全日制課程151件（R4①181件）、定時制課程17件（R4①17件）で、通信制課程については、スクーリング等の機会を活用して生徒にアンケート調査をするなど、可能な範囲で実施した結果、0件（R4①1件）であった。

高等学校全体の解消件数は4件、認知件数の2.4%であり、未解消の区分では、見守りが83件、要支援が32件、要指導が43件である。

高等学校の認知件数については、近年減少傾向にあり、はっきりした要因は特定できないが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人間関係の変化の影響を引きずっている可能性もあり、引き続き潜在化していないか積極的な認知に努めていく必要がある。

特別支援学校の認知件数は、小学部・中学部・高等部を合わせて54件（R4①72件）である。

特別支援学校の解消件数は8件、認知件数の14.8%であり、未解消の区分では、見守りが26件、要支援が10件、要指導が10件である。

重大事態については、高等学校（全日制）で1件の報告を受けている。

その概要については、保護者から「ひやかしやからかい、嫌なことを言われる」とのいじめの訴えがあり、いじめとして学校が認知し、学校いじめ対策組織での対応を進めていたところ、5月下旬から欠席が続き、欠席日数が累計30日に至り、いじめ防止対策推進法第28条第1項2号に係る「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの」として対応しているものである。

続いて、いじめの態様について報告する。

高等学校は、各課程を合わせ、1番多いのが、①の「ひやかしやからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる。」が101件（R4①127件）、次に多いのが、⑨の「その他」で28件である。

⑨のその他については、「他の生徒から『見られている』『悪口を言われている』『にらまれている』気がする。勝手に学習用端末を長時間使われる。」等である。

⑧の「パソコンや携帯電話・スマートフォン等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる。」については、10件（全体の5%）と一定数あったが、令和3年度は27件（全体の10%）、令和4年度は20件（全体の8%）で、ここ数年減少傾向にある。

府立高校では、昨年度から1人1台学習用端末が導入され、各校には情報リテラシーやモラルに関わる教育の一層の充実を図るよう指示しており、SNSを介した生徒同士のコミュニケーションの中で認知したものについては、各校で解消に向けて丁寧に対応しており、一定の成果が見られると捉えている。

特別支援学校では、1番多いのが、①の「ひやかしやからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことが言われる。」が22件（同30件）、次に多いのが、③の「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」が12件（R4①12件）である。

続いて、未調査者の状況について報告する。

高等学校全日制73人（R4①67人）、同定時制8人（R4①10人）、特別支援学校13人（R4①6人）である。

その理由としては、高等学校では、保護者とは会うことができるが、本人が学校との接触を拒否しているなどの「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。」が、全日制37人（R4①25名）、全体の50.7%（R4①37.3%）、定時制5人（R4①3名）、全体の62.5%（R4①30.0%）で一番多く、次に多いのが、様々な理由で長期欠席や不登校となっている生徒などの「保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。」で、全日制17人（R4①23.3%）、定時制19人（R4①28.4%）である。

特別支援学校では、高等学校で多かった理由に加えて、「病院・入院等により調査ができない。」が3人、「その他」が6人である。

「その他」の理由としては、「父の仕事の関係により、海外で生活を送っている。」等である。

令和5年度京都府いじめ調査（1回目）の結果は、以上であるが、この調査結果を踏まえ、資料2頁下段に記載しているとおり、各学校において、専門家等の視点も入れた検証を行い、保護者にも結果や学校としての取組を発信するなど、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むこととしている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等が、人間関係の形成力、協働性やコミュニケーション能力等に少なからず影響を及ぼしてきたこと、また、夏休明けのこの時期には心のケアに特に注意を要することなどを踏まえ、引き続き児童生徒の状況を丁寧に把握し、いじめの未然や早期発見等に対応していきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 小畑委員

1回目と2回目の調査は、いつごろに実施するのか。

○ 村山教育監

1回目調査は、1学期の6月下旬から7月中旬にかけて実施する。

2回目調査は、2学期の11月下旬から12月中旬にかけて実施する。

○ 小畑委員

年間を通した調査結果としては、どのように見ればよいのか。

○ 村山教育監

年間を通したものとしては、文部科学省による問題行動等の調査（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査）が毎年度末に実施されており、この調査は小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の状況に係る調査であるが、各校ではこの調査に合わせ、年間の件数等を1回目及び2回目の調査結果をよく把握した上で報告し、また、学校によっては、3学期に改めて調査するところもある。

よって、全校が一斉に実施する年間を通しての調査の結果としては、この2回の調査と問題行動等の調査によるものとなる。

○ 小畑委員

資料5頁掲載の京都府いじめ調査の結果（令和3年度2回目～令和5年度1回目）を見れば、令和4年度2回目調査においては、令和3年度2回目調査のときより、重大事態が増えているが、この重大事態については、教育委員会に全て報告されている案件と理解しているが、それでよいのか。

○ 村山教育監

重大事態は、全て教育委員会に報告している。

○ 小畑委員

京都府は他県と比べ、認知件数の割合が多いようであり、そのことは早期発見にもつながり、良いことと理解しているが、そうした認知事案の一部が重大事態に発展すること考えられ、そうした事態に至らぬよう早期対応に努めていただきたい。

もう1点は、こども家庭庁が創設されたことに関してである。

これまで子どもに関する所管がいろんな省庁に分かれ、縦割り行政になっていると指摘され、少子化の加速、子どもの貧困、いじめや虐待、子育ての負担等、幅広い問題に各省庁バラバラではなく、一元化して対応することを目的として、今年4月にこども家庭庁が発足したところであるが、こうしたいじめ事案に関するデータ等はこども家庭庁にも報告されるのか。

また、そのデータベースは、どのように使われ、反映されるのか。

○ 中村学校教育課長

こども家庭庁が創設され、例えば、いじめの重大事態については、従来であれば、文部科学省に報告していたものであるが、こども家庭庁にも合わせて報告する仕組みとなった。

こども家庭庁は、委員御指摘のとおり、いろんな分野の子ども政策を束ねることになったため、いじめ事案も含め、子どもに関するデータを集約して各省庁に跨って分析し、調査に寄与しながら、有効な政策等を研究することになっており、そういったことを進めている。

一方、こども家庭庁で集めた情報を各都道府県に戻すかと言えば、そこはどういう姿になっていくか、まだ見えていないが、京都府としては、国全体の研究はしっかりと勉強し、政策に反映していきたいと考えている。

○ 村山教育監

京都府は他県と比べて認知件数の割合が多いということについては、京都府は積極的に認知するという姿勢でこれまでから取り組んでいるためであり、いじめはどの子どもにも、どの学校にも発生することと捉え、潜在化してしまわないよう、危機意識を持って早期発見、早期対応に努め、重大事態に至らないように取り組んでいきたい。

○ 藤本委員

まず、日頃の取組により、このように細やかにいろいろな状況を把握されていることは高く評価したい。

また、未調査者等の把握についても、大変な苦勞をされており、頭が下がる思いである。

不登校の児童生徒数が増加する中、家庭訪問による調査も増え、教職員が児童生徒や保護者との信頼関係づくりに日々取り組み、学校に来ない児童生徒に対しても丁寧な対応が実施されていることは大変御苦勞であるが、引き続きそういった児童生徒の把握も積極的に行っていただきたい。

一方の認知については、たわいもないことも中には含まれていると思うが、そのたわいもないことが発端となり、根深くなっていくことも予想され、引き続き緊張感を持って、思い込みは排除して、何かが出てきたときの初動対応はしっかりと実施していただきたい。

○ 村山教育監

学校現場の教員は、御家庭に足を運んだりして大変苦勞している。

こうした対応は、教員ばかりにお願いするのではなく、我々としても、その環境面でのサポートなり、しっかりとバックアップしていく必要がある。

例えば、教員の定数や、働き方改革の推進といったことをしっかりとやり遂げ、教員がこういったいじめ問題等に専念できる環境を作っていくことが大切である。

また、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置拡充や連携等、そういった取組も進めてまいりたい。

御指摘の初動対応については、非常に大事なことであり、初動でしっかりと対応しなければ、後々複雑化するなどして重大事態に至ることもあり得る。

そうした中、管理職や教職員の代替わりにより、その対応が弱くなることも想定されるため、研修等を取り入れ、まずは法律に基づいた基本的な対応等をしっかりと示しておくことが大事と考えている。

○ 鈴鹿委員

こうしたいじめ事案において、警察が介入した事案はあるのか。

あるとすれば、どのように介入したのか。

○ 村山教育監

今回、認知した件数において、警察が介入した案件はないが、いじめの態様で見た場合、金品のたかりや暴行等は警察介入に該当することもあり得る。

ただし、大部分は学校の生徒指導の範囲内で対応しており、警察が介入することはないが、こうしたいじめが重大なことや危険性に及ぶ場合は、迷わずに警察や福祉とも連携を取り、解決につないでいくことになる。

○ 安岡委員

特別支援学校の認知件数の割合は、在籍者数から見た場合、高等学校と比べても多く、繊細な子どもたちが多い中、何か策を考えていくことも必要ではないか。

○ 村山教育監

割合としては、小中学校が一番多く、また、特別支援学校にあっては、件数としては前年度よりも減少しているものの、特別支援学校の子どもたちは自分の思いを正確に伝えられないこともあり、そうしたことに対しては、教員が対応する児童生徒数も小中学校等と比べて少人数であるため、専門家による観点を踏まえ、その思いをよく聴き、状態をしっかりと把握し、より丁寧に対応している。

また、アンケート調査にあっても、それが難しい場合は、対面で思いを汲み取っている。

イ 令和5年度全国高等学校総合体育大会優勝等について

【井上保健体育課長の報告】

○ 令和5年度全国高等学校総合体育大会優勝等について、生徒たちの今夏の活躍を報告する。

併せて、保健体育課に設置する京都府競技力向上対策本部によるジュニア世代支援事業の内容についても説明する。

資料1頁を御覧いただきたい。

まず、今年度の全国高等学校総合体育大会の概要から報告する。

今年度の全国高校総体は、7月下旬から8月下旬にかけて北海道を中心に開催されたが、一部の競技は他県に分散され、カヌーは山形県、水泳飛込みは栃木県、ヨットは和歌山県で実施された。

続いて、優勝一覧を御覧いただきながら、その内容を説明する。

団体競技では、鳥羽高校の水球、京都精華学園の女子バスケットボール、華頂女子の空手道学校対抗の3団体が優勝し、個人競技では、陸上競技のリレーも含め、16種目で優勝した。

このうち、府立高等学校については、学校名、氏名を太字で表示している。

また、備考欄の※印は、京都府競技力向上対策本部の強化事業の一つである「京のメダリスト創生事業」の指定選手を示している。

団体競技にも※印が付いているが、これは団体のメンバーに指定選手が含まれているということを表している。

なお、「京のメダリスト創生事業」の事業内容は、後ほど説明する。

続いて、資料2頁から4頁を御覧いただきたい。

優勝を含めた入賞一覧である。

団体競技では、3競技での優勝を始め、延べ22の団体が入賞した。

個人競技では、26種目での優勝を始め、延べ104種目で入賞した。

資料3頁の3位欄のNo.60のカヌー男子・丹後緑風高校の才田優選手については、昨年度、教育委員にはスクールミーティングで「京都きっず」の活動を視察していただいたが、その第5期（カヌー競技）修了生である。

また、4位欄のNo.68にも才田選手の名前があり、カヌー競技2種目で入賞を果たし、「京都きっず」を修了し、高校進学後も大活躍している状況である。

なお、「京都きっず」の事業内容についても、後ほど説明する。

続いて、資料5頁を御覧いただきたい。

全国高校総体等における入賞数の年次推移で、先ほどの入賞一覧を経年でグラフ化したものである。

個人競技については、近年は80～100の間で推移しており、今年度は久しぶりに100を超える入賞者を輩出した。

続いて、資料6頁を御覧いただきたい。

全国高校総体等における入賞率の年次推移で、出場数を分母として、それぞれ団体・個人の入賞数を率で表したグラフである。

個人競技においては、先ほど入賞数でも説明したとおり、今年度は近年にない高い入賞率となった。

次は、これら入賞の背景にある京都府競技力向上対策本部事業の「京のメダリスト創生事業」と「京都きっず」の2事業について説明する。

資料7頁を御覧いただきたい。

まず、「京のメダリスト創生事業」から説明する。

「京のメダリスト創生事業」は、目的に記載のとおり、国際大会での上位入賞を目指し、世界でメダル獲得の可能性のある選手を対象に指定しており、対象者は中学3年生から高校3年生のほか、本年度開催の国体に京都府から出場が可能な大学1年生及び同2年生までとしている。

補助の内容は、それぞれの競技での強化活動を展開するに当たっての消耗品や旅費等、経費の一部である。

この事業は、平成27年度から開始し、当初は高校3年生までを対象としていたが、高校チャンピオンになっても、大学入学までの期間の過ごし方や大学生になってからの新しい環境に慣れず、活躍できないことも多くあった。

そこで、切れ目のない強化支援をするために、令和2年度からは大学2年生までを継続的に指定し、支援することとしている。

本年度は56名の選手を指定しており、そのうち41名が高校生であり、その41名の中から33名が今回の高等学校総合体育大会で入賞を果たしている。

続いて、資料8頁を御覧いただきたい。

「京都きつず」については、「ダイヤモンドプロジェクト」という名前のとおり、ダイヤモンドの原石を見つけ出し、長い年月をかけて、トップアスリートとして磨き上げていくという思いを込めて展開している事業である。

具体的には、小学校3年生の児童を対象に、原石となる適性を見つけるオーディションを実施し、発掘された選手を6年間にわたって育成する。

育成していくプログラム内容については、各競技独自の専門性を磨く「専門プログラム」のほか、全員を対象に8つの共通プログラムを実施している。

実際に体を動かす活動である「フィジカルやコンディショニングプログラム」のみならず、語学を学ぶ「国際経験プログラム」、コミュニケーション能力など知性を磨く「インテレクチュアルプログラム」等も取り入れながら、小学校4年生から中学校3年生まで一貫した指導理念の下で育成をしている。

資料9頁の写真は、筑波大学での「国際経験プログラム」と体のバランスや調整能力を整える「コンディショニングプログラム」の様子である。

資料10頁の写真は、「インテレクチュアルプログラム」でのディベートの様子と将来の合宿や遠征等、宿泊を交えた強化事業を経験することを踏まえての「トレーニングキャンプ」の様子である。特にトレーニングキャンプでは、自分の専門競技とは異なるスポーツを体験する機会も設けている。

修了生の中には、先ほどの才田選手のように全国大会で活躍をしている者が多くおり、特にフェンシングの第2期生であった飯村一輝選手は、今年7月にイタリアで開催されたフェンシング世界選手権の男子団体で金メダルを獲得しており、京都きつずの出身者が国際的にも大活躍している状況にある。

この事業に関しては、今日、明日といった成果は見えにくいだが、時間をかけての長期にわたる一貫した育成の成果が着実に現われてきていると見ている。

【質疑応答】

○ 安岡委員

少子化により子どもたちの競技人口も減少傾向にある中、昨年度「京都きつず」の活動を視察したが、そのときの印象は、子どもたちが明るく、楽しく振舞い、得意とする競技のみに打ち込むのではなく、知性を磨くことなども行っていた。

現在の子どもたちの中には、海外において、英語のインタビューに英語で答える子どももいて、グローバル化が進む中で必要な国際感覚を身に付ける速度も早まっており、こうしたことはもとより、人としての知識や見識を高めることも非常に大事なことであり、この「タレント発掘・育成」事業については、予算的にも更に拡大していく必要があるのではないか。

○ 前川教育長

例えば、先ほどの紹介のとおり、「京都きっず」2期生のフェンシング競技の飯村一輝選手にあっては、世界で活躍し、大きな結果を出しており、この事業については、今後とも大事にしていきたい。

○ 小畑委員

国体の参加資格を伺いたい。

京都府から国体に出場する場合は、居住地が京都府内であること、大学や勤務地が京都府内であることなどの条件があるのか。

また、京都府内の高校を卒業して東京都内の大学に進学した大学生が、京都府から出場したいと希望すれば、京都府代表として参加できるのか。

○ 藤原保健体育課総括指導主事

他府県出身の大学生であれば、京都府内の大学に在籍している場合、京都府代表として出場できる。

京都府内の高校を卒業後、関東の大学に進学して関東に居住する大学生であれば、京都府から出場したいと希望すれば、「ふるさと選手制度」という制度を利用して、京都府代表選手として出場することができる。

○ 小畑委員

「京のメダリスト創生事業」は、京都府内の高校生等のほか、本年度開催の国体に京都府から出場が可能な20歳までの大学1年生及び大学2年生を支援対象としているが、例えば、京都府立高校を卒業後、東京都内の大学に入り、東京都在住で国体に京都府から出場しない場合は支援対象者から外れるのか。

大学生に対する支援は、京都府内の大学に在籍するなど、京都府の代表として国体に出場する者のみを対象者とするなどの縛りがあるのか。

○ 藤原保健体育課総括指導主事

「京のメダリスト創生事業」における大学生に対する支援は、本年度開催の国体に京都府から出場が可能な20歳までの大学1年生及び大学2年生のみが対象者となっている。

○ 井上保健体育課長

大学生に対する支援では、『トップアスリート』と『ふるさと選手と「京の学生」』という別の事業も設けており、京都府で育った選手は他府県の大学に進学して他府県に在住していても、京都府代表として出場しましょうという促す中で京都府代表を目指す場合には、他府県から京都府に帰って練習する際の経費を一部補助するなど、京都府で育った選手を大事に育てるというイメージで、こうした別の事業も行っている。

○ 小畑委員

京都府の税金により、こうした事業を実施しているのであり、原則はそういうことと理解する。

○ 藤本委員

資料1頁に掲載のとおり、府立高校の高校生が全国高校総体で多く優勝していることは素晴らしく、これも小学生当時の「京都きっず」等のサポートが実を結んでいるのではないかと思います。

そうした中、優れた資質のあるジュニア選手の発掘・育成は大事なことはあるが、一方で各学校や地域には専門性をより高めた指導者やコーチが存在することを考えれば、そういった指導者が広く、自校以外の多くの児童生徒を触れ合えば、スポーツがより好きになり、また、技術を磨く動機付けにもなり、

スポーツ好きの子どもたちの裾野がより広まるのではないか。

その方法として、動画配信等、ICTを活用していただきたい。

○ 井上保健体育課長

正しく委員御指摘の事業を展開中でもあり、保健体育課に設置する京都府競技力向上対策本部では、指導者育成事業を進めている。

ICT活用コーチング環境整備というもので、スマートフォンやタブレット等の最先端機器を使ってコーチングを行うというものである。

また、子どもたちが専門性の高い指導者と接する場面而言えば、以前は「夢発見事業」と言っていたが、現在は子どもたちに自分に適した種目を発見させる「ディスカバリー」という事業を展開し、優秀な指導者が模範となって、子どもたちに「こんな競技はどうだろう。こんなことをやってみないか。」という事業を行っている。トップ層を強化する細長い三角形の仕組みも必要であるが、そこにつながる三角形の広いすそ野の子どもたちに興味関心を持たせるといふ取組も行っている。

(4) 議決事項

- ア 第37号議案 令和5年度9月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について【非公開】

(5) その他

- ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項ア・イについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

